



- とき 7月6日(金)
午後2時から(午後1時45分受付開始)
- ところ ハーモニーホール座間 大会議室
- 入場 自由

平成29年度 事業結果報告会

下表の通り、平成29年度に実施した事業の成果などを報告します。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

報告事業

事業	事業内容	団体	担当
赤い向日葵プロジェクト 市道14号線東原緑地帯事業	赤いヒマワリ(ルビーエクリプス)を利用した緑地帯の植栽	さがみ野やすらぎ街づくり委員会	公園緑政課
市民こころのバリアフリー(心の健康問題普及啓発)及びハートコミュニティ事業	心身の健康問題を考える講座の開催と交流の場の提供	認定特定非営利活動法人きづき	障がい福祉課、健康づくり課
多国籍親子支援事業	国際交流のためのサロンやイベントの開催	アクティヴ・ママ	渉外課

平成31年度 事業募集説明会

平成31年度に実施する事業の応募方法などを説明します。

- とき 7月6日(金)
午後3時30分から
- ところ ハーモニーホール座間 大会議室
- 参加方法 当日直接会場へ

平成31年度 事業募集

平成31年度に実施する市民活動団体提案協働事業を募集します。新規応募の方は、申込期間内に問い合わせ先への相談が必要です。

- 対象 市内に活動拠点を有し、1年以上活動を継続する座間市民活動サポートセンター登録団体
- 申込方法 7月9日(月)～8月10日(金)に直接担当へ
- 問い合わせ先 座間市民活動サポートセンター ☎046(255)0201

木造住宅無料耐震相談会

担当

建築住宅課

☎046(255)7396
☎046(255)3550

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象

相談会参加者への補助

相談会へ参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置の制度があります。

- とき 7月28日(土)
午前9時30分～午後4時(一人約45分。予約制)
- ところ 市民館2階 会議室
- 持ち物 受付後に市から送付された書類、確認申請などの図面(略図可)、建物状況が分かる写真など

- 申込方法 6月15日(金)～7月6日(金)に電話、ファクスまたは直接担当へ
- 耐震改修工事を実施する方 現場立会い費用の2分の1(上限3万円)と耐震工事費用の2分の1(上限50万円)、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算
- 改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1(上限5万円)
- 耐震改修工事を実施する方 現場立会い費用の2分の1(上限3万円)と耐震工事費用の2分の1(上限50万円)、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

7月発送「後期高齢者 医療保険料のお知らせ」

担当

医療課

☎046(255)7213
☎046(255)7043

平成30年度の保険料を掲載した決定通知書および納入通知書を7月中旬に対象者へ郵送します。

2月に天引きされます。

平成30年度の保険料を掲載した決定通知書および納入通知書を7月中旬に対象者へ郵送します。保険料の納付は、原則、年金からの差し引きで納付する「特別徴収」となります。特別徴収では、4・6・8月に仮徴収として前年度の保険料に基づく金額が天引きされ、改定後の年間保険料から仮徴収分を差し引いた額が10・12・平成31年2月に天引きされます。最近75歳になった方、転入者、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が対象年金額の2分の1以上の方、特別徴収停止手続をした方などは、「普通徴収」となります。普通徴収では、口座振替の他、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付書を利用して、7月から翌年3月までの各月に納付してください。

後期高齢者 医療保険料率の 改定

後期高齢者医療は、医療給付費の1割を保険料9割を公費や支援金で賄っています。保険料率は2年ごとに改定しており、平成30年度は、下図の通り改定します。詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。

平成30・31年度の保険料率(均等割額・所得割率)

$$\text{年間保険料額(上限62万円)} = \text{均等割額(41,600円)} + \text{所得割額(総所得金額など-33万円) \times 8.25\%}$$

対象と要件

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
減額	税額の2分の1(上限120平方メートル)	翌年度分の税額の3分の1(上限100平方メートル)	翌年度分の税額の3分の1(上限120平方メートル)
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和57年1月1日以前に建てられ、平成18年1月1日～平成32年3月31日に行った工事 ●耐震基準に適合する ●費用が50万円を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●新築された日から10年以上を経過した、65歳以上の方、要介護・要支援認定者、障がい者いすれかが居住する住宅(賃貸住宅を除く)で、平成19年4月1日～平成32年3月31日に行った工事 ●手すり取付、床段差解消、浴室・便所改良などの工事 ●自己負担が50万円を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)で、平成20年4月1日～平成32年3月31日に行った工事 ●窓改修(必須)、床・天井・壁断熱などの工事 ●自己負担が50万円を超えるもの

※いずれも、平成25年3月31日までの契約は30万円以上の工事が対象です。

耐震改修などに伴う 固定資産税(家屋)の減額

担当

固定資産税課

☎046(255)80047
☎046(255)3550

①耐震②バリアフリー③省エネルギー(省エネ)改修を行った家屋の固定資産税を左表の通り減額します(①は②③と同時適用不可)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

申請方法 市役所2階固定資産税課で配布する申告書、費用が分かるもの、改修工事証明書(②は介護保険被保険者証または障害者手帳などの写し)を工事完了後3カ月以内に直接担当へ